火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の 届出書について

著しく煙を発生し、または火炎を発するおそれのある行為などをする場合は、 届出が必要です。

ただし、この届出は、消防署が焼却行為等の実施状況を把握するために提出 いただくものであり、**届出書を提出しても、消防署が焼却行為等を許可したもの** ではありません。

野外焼却禁止の例外や疑わしい焼却行為については、下記の<mark>各市町の担当課</mark>まで問い合わせをお願いします。

館	Ш	市	環境課	0470-22-3352
鴨	Ш	市	環境課	04-7093-7838
南	房 総	市	環境保全課	0470-33-1053
鋸	南	町	建設水道課 環境室	0470-55-2133

